大深度地下の公共的使用に関する公告

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（以下「法」という。）第十二条第一項の規定により事業概要書を作成し、国土交通大臣に送付したので、同条第二項の規定に基づき次のとおり公告します。

なお、本事業概要書は、平成二十六年三月十四日に送付した事業概要書に記載した事業区域のうち、中部圏の一部の事業区域を変更しています。

当該事業の内、変更する事業区域に関し、法第四条各号に掲げる事業との共同化、事業区域の調整その他必要な調整を希望する場合は、左記の申出期限までにお申し出ください。

平成二十九年十月二十三日

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目一番四号
東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長　柘植　康英

一、事業者の名称　東海旅客鉄道株式会社

二、事業の種類　第一種鉄道事業「新幹線鉄道建設事業（中央新幹線品川・名古屋間）」

三、事業区域の概要

①事業区域の概要

首都圏
東京都品川区北品川三丁目から東京都町田市小山町
（延長　約三十五キロメートル、土被り　約四十メートルから約百十メートル）
中部圏
愛知県春日井市明知町から愛知県名古屋市中区丸の内一丁目
（延長　約二十キロメートル、土被り　約四十メートルから約百メートル）

②変更する事業区域の概要

詳細な地質調査の結果を踏まえ、愛知県春日井市松本町から愛知県春日井市上条町四丁目までの間（延長　約五キロメートル）の縦断線形を変更します。

変更前土被り
約五十メートルから約百メートル
変更後土被り
約四十メートルから約百メートル

四、使用の開始の予定時期及び期間

権利取得の時期より施設の存続する限り

五、事業計画の概要

事業名
新幹線鉄道建設事業（中央新幹線品川・名古屋間）
施行区間
東京都港区から愛知県名古屋市
走行方式
超電導磁気浮上方式
計画延長
約二百八十六キロメートル
主要な線形条件
最小曲線半径　八千メートル
最急勾配　四十パーミル
その他主要施設
ターミナル駅
東京都　東京都港区
東海道新幹線品川駅地下
愛知県　愛知県名古屋市中村区
東海道新幹線名古屋駅地下
中間駅
神奈川県　神奈川県相模原市緑区ＪＲ橋本駅付近地下
山梨県　山梨県甲府市大津町付近
長野県　長野県飯田市上郷飯沼付近
岐阜県　岐阜県中津川市千旦林付近

六、事業概要書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧の場所
東京都
品川区都市環境部都市開発課、大田区まちづくり推進部都市計画課、世田谷区道路・交通政策部交通政策課、町田市総務部市政情報課、町田市都市づくり部都市政策課、東海旅客鉄道株式会社中央新幹線東京工事事務所
神奈川県
川崎市中原区役所、川崎市高津区役所、川崎市宮前区役所、川崎市麻生区役所、東海旅客鉄道株式会社中央新幹線神奈川工事事務所、東海旅客鉄道株式会社中央新幹線神奈川工事事務所（川崎分室）
愛知県
名古屋市東区役所、名古屋市北区役所、名古屋市中区役所、名古屋市守山区役所、春日井市役所、東海旅客鉄道株式会社中央新幹線愛知工事事務所

期間及び時間
平成二十九年十月二十三日（月）から平成二十九年十一月二十一日（火）まで
午前九時から午後五時まで
（土曜日、日曜日、祝日を除きます。ただし、縦覧場所によって異なることがあります。）

七、申出期限及び申出先その他申出に関し必要な事項

申出期限　平成二十九年十一月二十一日（火）
（郵送の場合は必着）
申出先
郵便番号　四五三―〇〇一五
愛知県名古屋市中村区椿町五番一七号
松浦ビル五階
東海旅客鉄道株式会社中央新幹線愛知工事事務所
電話　〇五二―七五六―二二二二
その他申出に関し必要な事項
申出書（様式問わず）及び法第十二条第一項に定める事業概要書に準じた資料（同条に基づく事前の事業間調整を実施することが可能となる資料）を郵送又は持参にて提出してください。

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十六億八千八百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十九年十月十六日付官報の号外第二二四号五十九頁に掲載されています。

平成二十九年十月二十三日
東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル六階
CapitaRetail III特定目的会社
取締役　石田　泉

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資三万三千七百六十口を消却することといたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十九年十一月二十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年十月二十三日
東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル六階
CapitaRetail III特定目的会社
取締役　石田　泉

訂正公告

平成二十九年九月二十七日（号外第二〇九号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、③に「代表取締役　安田健治」とあるは「代表取締役　安井敏治」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年十月二十三日
東京都中央区八丁堀四丁目七番六号
トーホープランニング株式会社
代表取締役　安田　健治

正	誤
ページ　段　行	
平成二十九年八月一日（号外第六十七号）公布国土交通省令第四十八号（船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び船舶等型式承認規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）	
一三　一　一〇	排気タービン加給機　排気タービン過給機
平成二十九年九月二十九日（号外第二百十一号）文部科学省告示第百二十五号（大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示）（原稿誤り）	
一二八　表中改正後欄中終りから一〇	専門職大学削減　専門職大学特例
後面積割合　割合	
平成二十九年九月五日厚生労働省告示第二百九十一号（健康保険組合の名称変更を認可した件）（印刷誤り）	
四　上　終りから一四	ＰＷＣ健康保険組合　ＰｗＣ健康保険組合
平成二十九年十月二日叙位・叙勲欄中叙勲の部（原稿誤り）	
九四　終りから一八	「木村　祐二」は死亡により削る。
同日同欄同部（原稿誤り）	
九ページ二段終りから一行目の次に次のように加える。	
瑞宝双光章を授ける（八月三十日）	木村　祐二

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　十月二十三日付第二三〇号　六四ページ●同日付政府調達第二〇〇号七二ページ
発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）